

務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所 所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの								中部総合事務所 務所長			
5 同法第8条第31項の規定による建築物の新築改修計画の認定 (一) 東部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 務所長	中部総合事務所 務所長	西部総合事務所 務所長	
6 同法第8条第81項後段(同法第9条第21項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の新築改修計画を認定したときの建築主事への届出 (一) 東部総合事務所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 務所長	中部総合事務所 務所長	西部総合事務所 務所長	
7 同法第9条第11項の規定による建築物の新築改修計画の変更の認定 (一) 東部総合事務所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 務所長	中部総合事務所 務所長	西部総合事務所 務所長	
8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一) 東部総合事務所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 務所長	中部総合事務所 務所長	西部総合事務所 務所長	
9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一) 東部総合事務所及び北陸総合事務所所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 務所長	中部総合事務所 務所長		

											<p>るもの (三) 西沼総合事務所及び西沼総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>西沼総合事務所長</p>
	10	<p>同法第2条の規定による建築物の地震改修計画の認定の取消し (一) 東沼総合事務所及び東沼総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所 所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び西沼総合事務所の所管区域に係るもの</p>									<p>東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長</p>
	11	<p>同法第3条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の募集に係る認定基準の特例の承認</p>									
二十六	浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務(住宅政策課の所掌事務に係るものに限る。)	1	<p>同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定区域に対するものに限る。) (一) 東沼総合事務所及び東沼総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所 所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び西沼総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長</p>
		2	<p>同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は取上の命令 (一) 東沼総合事務所及び東沼総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所 所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び西沼総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長</p>
		3	<p>同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定区域に対するものに限る。)の内容が相当であると認める旨の通知 (一) 東沼総合事務所及び東沼総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所 所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び西沼総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長</p>
二十七	エネルギーの使用する法律(昭和54年法律第94号)	1	<p>同法第4条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一) 東沼総合事務所及び東沼総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>東沼総合事務所長</p>

号)に基づき知事の権限に属する事務	係るもの (二) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び旺来総合事務所の所管区域に係るもの								中部総合事務所 長 西部総合事務所 長
	2 同法第5条第21項の規定による届出をした者に対する指示 (一) 東部総合事務所及び川原総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所 及び旺来総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 長 中部総合事務所 長 西部総合事務所 長
	3 同法第5条第31項の規定による指示に従った旨の公表								
	4 同法第5条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告								

略

経済通商総室

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

雇用政策総室	二十三 労働関係調整法施行令(昭和21年初令第478号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事柄								
	二十四 労働組合活動法施行令(昭和24年政令第231号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用委員又は労働差委員の候補者の推薦の要求								
	二十五 中小企業国庫共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第21項第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの 2 同令第29条第2号の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの								中部総合事務所 長 西部総合事務所 長

										るシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第41項に規定する当該事実の公示
										3 同法第40条において準用する同法第37条の規定によるシルバー人材センターに対する同法第47条に規定する審判に関する監査命令
										4 同法第40条において準用する同法第43条の規定による指定の取消し及び当該事項の公示
										三十四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和56年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務
										1 同法第5条第1項の規定による求職者である障害者についての適正訓練の実施
										2 同法第9条の12第1項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第21項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域等の公示
										3 同法第9条の12第31項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第41項に規定する当該事実の公示
										4 同法第9条の16の規定による障害者雇用支援センター業務に関する監査命令
										5 同法第9条の17第11項の規定による指定の取消し及び同条第21項の規定による当該事実の公示
										6 同法第9条の18の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第9条の20において準用する同法第9条の12第21項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地等の公示
										7 同法第9条の20において準用する同法第9条の12第31項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理並びに同条第41項の規定による当該届出に係る事実の公示
										8 同法第9条の20において準用する同法第9条の16の規定による障害者就業・生活支援センターの業

		務に関する監督命令																				
		9	同法第9条の20において準用する同法第9条の17第11項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定によるその旨の公示																			
		三十五	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用語彙の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第4条第1項の規定による改善計画の認定																	
				2	同法第5条第1項の規定による改善計画の変更の認定																	
				3	同法第5条第2項の規定による改善計画の認定の取消し（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務																	
		三十六	介護労働者の雇用語彙の改善等に関する法律（平成4年法律第33号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条第1項の規定による改善計画の認定																	
				2	同法第9条第1項の規定による改善計画の変更の認定																	
				3	同法第9条第2項の規定による改善計画の認定の取消し																	
		三十七	その他の事務	1	労働関係及び労働情勢の調査及び報告																	
雇用人材総室	労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事件についての等価調査がなされる日時の公表																			
	労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求																			
	中小企業退職金共済法施行規則（昭和44年労働省令第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明 （一）倉吉市、東伯郡の区域に係るもの （二）米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの （三）（一）及び（二）以外の区域に係るもの																		中部総合事務所長	西部総合事務所長
		2	同令第29条第2号の規定による不正受給の追加か他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 （一）倉吉市、東伯郡の区域に係るもの （二）米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの																		中部総合事務所長	西部総合事務所長

		条第41項の規定による当該届出に係る事項の公示															
		8 同法第35条において準用する同法第31条の規定による障害者職業・生活対策センターに対する同法第4条に規定する業務に関する監督命令															
		9 同法第35条において準用する同法第32条第11項の規定による指定の取付し及び同条第21項の規定による当該事項の公示															
十三 中小企業における労働力の確保及び柔軟な雇用の機会の創出のための雇用法の改正の促進に関する法律（平成30年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第4条第1項の規定による改定計画の認定															
	2	同法第5条第1項の規定による改定計画の変更の認定															
	3	同法第5条第2項の規定による改定計画の認定の取付し															
十四 介護労働者の雇用法の改正等に関する法律（平成24年法律第63号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条第1項の規定による改定計画の認定															
	2	同法第9条第1項の規定による改定計画の変更の認定															
	3	同法第9条第2項の規定による改定計画の認定の取付し															
十五 地域雇用法（昭和28年法律第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第3項（同法第5条第8項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の取付し															
	2	同法第5条第6項（同法第5条第8項において準用する場合を含む。）の規定による地域雇用計画の公表															
	3	同法第6条第7項（同法第6条第9項において準用する場合を含む。）の規定による地域雇用計画の公表															
十六 その他	1	労働関係及び労働情勢の調査及び報告															

産業振興総室

市場開拓室

産業振興戦略総室

市場開拓室

	結すべき旨の概定								
12	同法第10条の11の7の規定による分収育林経営の解散の承認								
13	同法第10条の14第21項の規定による森林整備施設の新築のあっせん								
14	同法第9条第11項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一) 二以上の総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
15	同法第9条第11項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包畜葬故人からの届出書の受理								総合事務所長
16	同法第9条第31項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についでの開示申請書の意見の聴取 (一) 二以上の総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
17	同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第27条第31項の規定による保安林の指定申請の進達								
18	同法第26条の2の規定による保安林(面積が10ヘクタール未満のものに限る。)の指定の解除及び同法第27条第31項の規定による保安林の指定の解除申請の進達(面積が10ヘクタール未満のものに限る。)								
19	同法第27条第11項の規定による保安林の指定の申請								
20	同法第27条第11項の規定による保安林の解散の申請								総合事務所長
21	同法第30条及び第30条の2の規定による告示及び森林所有者等に対する通知								
22	同法第31条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止								
23	同法第32条第11項の規定による意見書の受理								

24 同法第22条第21項の規定による公開による意見の聴取及び告示に係る意見書の写しの提出が省大臣への送付													
25 同法第22条第31項の規定による意見の聴取に係る意見の公開													
26 同法第23条第31項(同条第61項において準用する場合を含む。)の規定による森林所有者等への通知 (一) 同法第23条の3において準用する同法第23条の規定による保安林の指定撤廃要件の変更に係るもの(同法第25条第11項第1号から第3号までに掲げる目的を達成する必要のある民有林に係るものに限る。) (二) (一)以外の民有林に係るもの												総合事務所長	
27 同法第23条第61項において準用する同法第11項の規定による保安林の指定の目的及び撤廃の理由の告示													
28 同法第23条の2第11項の規定による指定撤廃要件の変更 (一) 同法第25条第11項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要のある民有林に係るもの (二) (一)以外の民有林に係るもの												総合事務所長	
29 同法第23条の3において準用する同法第23条の2の規定による保安林の指定撤廃要件の変更の告示及び所有者等への通知 (一) 同法第25条第11項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要のある民有林に係るもの (二) (一)以外の民有林に係るもの												総合事務所長	
30 同法第24条第11項又は第21項の規定による保安林における立木の伐採等の許可												総合事務所長	
31 同法第24条第81項の規定による保安林における立木の伐採等の許可に係る伐採の届出の受理												総合事務所長	
32 同法第24条の2第1項及び第4条の3第1項の規定による保安林における択伐等のための立木の伐採の届出の受理												総合事務所長	

	業者の登録										
	6 同法第11条第1項の規定による講習会の開催										
	7 同法第11条第2項の規定による修了証明書の交付										
	8 同法第12条第1項の規定による登録証の交付									総合事務所長	
	9 同法第13条第1項の規定による登録証の書換交付									総合事務所長	
	10 同法第13条第2項の規定による登録証の再交付									総合事務所長	
	11 同法第13条第3項の規定による登録事項の変更及び取上届の受理									総合事務所長	
	12 同法第15条第1項の規定による生産業者の登録の取消し									総合事務所長	
	13 同法第17条の規定による転出業者の届出の受理									総合事務所長	
	14 同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令									総合事務所長	
	15 同法第20条第1項の規定による標識又は苗木の証明										
	16 同法第23条の規定による標識の取附の禁止										
	17 同法第27条の規定による指定圃及原又は生産業者等の業務に関し必要な事項の報告の要求										
	18 同法第28条第1項の規定による苗木採取原等への立入検査等										
	19 同法第29条の規定による苗木の取附等に関し必要な措置を講ずべきことの命令又は苗木の取附の制限若しくは禁止										
十一 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令									総合事務所長	
	2 同法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除命令									総合事務所長	
	3 同法第5条第3項の規定による補充伐倒駆除の命令									総合事務所長	
	4 同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定による森林病害虫等の駆除命令に係る区画等の公表									総合事務所長	
	5 同法第5条第4項									総合事務所	

		生産の確保を図るため必要指導及び助言																					
略																							
二十 農林		略																					
土木工事		略																					
(沿岸漁業整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の頁の二十一から二十三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務		6	農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査																				
			(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの																				
			(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの																				
			(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの																				
			(1)及び(2) 略																				
		7	農林土木工事に係る建設又は監督の委託の決定																				
			(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの																				
			(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの																				
			(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの																				
			(1)及び(2) 略																				
		略																					
略																							

第2条 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。